

# 社会的養護関係施設評価者研修の受講免除に係る取扱要項

## 1 趣旨

福祉サービス第三者評価機関認証実施要領第10条の2に規定する、『厚生労働省通知』で示された『評価調査者養成研修及び評価調査者継続研修』に該当する機関が実施する研修（以下「社会的養護関係施設評価者研修」という。）受講についての免除に係る取扱いは、この要項の定めるところによる。

## 2 社会的養護関係施設評価者研修の受講免除

機構は、評価者が以下の各号に該当する場合、上記研修の受講を免除することができる。

- (1) 社会的養護関係施設評価者研修の講師を務めた者
- (2) その他、機構が受講を免除することが適当であると認めた者

## 3 その他

この要項に定めるもののほか、必要な事項は別途定める。

## 附 記

この要項は、平成27年11月20日から施行する。